

さくらししょうがいしゃけいかく

## 佐倉市障害者計画

じりつしえん

## 自立支援さくらプラン

だい じかいていばん そあん

## 第3次改訂版（素案）

で かぜ う そら み  
まちに出よう 風を受けよう 空を見よう

へいせい ねん がつ

平成20年3月

ち ば けん さくらし

千葉県佐倉市



もく じ  
目 次

だい しょう しょうがいしゃしさく しょうがいしゃけいかく	
第 1 章 障害者施策と障害者計画	1
しょうがいしゃしさく と く	
1 . 障害者施策の取り組み	1
けいかくさくてい しゅし	
2 . 計画策定の趣旨	5
けいかく いち	
3 . 計画の位置づけ	6
けいかく たいしょうしゃ	
4 . 計画の対象者	10
けいかく きかん	
5 . 計画の期間	12
だい しょう さくらし がいきょう	
第 2 章 佐倉市の概況	13
さくらし とくせい	
1 . 佐倉市の特性	13
さくらし じんこう	
2 . 佐倉市の人口	15
さくらし しょうがいしゃ	
3 . 佐倉市の障害者	16
だい しょう けいかく きほんりねん すいしんたいせい	
第 3 章 計画の基本理念と推進体制	18
けいかく きほんりねん	
1 . 計画の基本理念	18
しさく たいけい	
2 . 施策の体系	21
けいかく すいしんたいせい	
3 . 計画の推進体制	23
じりつしえんきょうぎかい と く	
4 . 自立支援協議会の取り組み	24
しゃくしょない すいしん	
5 . 市役所内での推進	24

だい しょう おうだんてき しえん	
第 4 章 横断的な支援	26
けいはつ けんりようご びょうどう	
<啓発・権利擁護> - 平等へのアクセス	26
そうだん じょうほうていきょう く	
<相談・情報提供> - 暮らしへのアクセス	29
じょうほう しんらい	
<情報・コミュニケーション> - 信頼へのアクセス	31
いどう じゆう	
<移動> - 自由なアクセス	33
だい しょう こべつぶんや しえん	
第 5 章 個別分野への支援	36
せいかつ しえん	
<生活支援>	36
せいかつ かんきょう	
<生活環境>	38
きょういく いくせい	
<教育・育成>	40
こよう しゅうろう	
<雇用・就労>	43
ほけん いりょう	
<保健・医療>	45
しりょう	
資料	47
ようごかいせつ	
用語解説	49
さくらししょうがいしゃし さくさくていこんわ かいせつ ちようこう	
佐倉市 障害者施策策定懇話会 設置要綱	56
さくらししょうがいしゃし さくさくていこんわ かい めいぼ	
佐倉市 障害者施策策定懇話会 名簿	60
さくらししょうがいふくし けいかくさくてい けいか	
佐倉市 障害福祉計画策定の経過	62

だい しょう しょうがいしゃしさく しょうがいしゃけいかく  
**第1章 障害者施策と障害者計画**

しょうがいしゃしさく と く  
**1. 障害者施策の取り組み**

こくさいてきどうこう  
**< 国際的動向 >**

こくれん しょうがいしゃけんりじょうやく かしょう へいせい  
国連においては、障害者権利条約(仮称)が、平成14  
ねん がついこう かい こうしょう じょうやくあん けんとう へ  
年7月以降、8回にわたる交渉による条約案の検討を経  
へいせい ねん がつ だい かいこくれんそうかいほんかいぎ せいしき  
て、平成18年12月、第61回国連総会本会議において正式に  
さいたく へいせい ねん がつ にち しょめい かいほう にほん  
採択され、平成19年3月30日に署名のために開放され、日本  
せいふ がつ にち じょうやく しょめい  
政府は9月28日この条約に署名しました。

くに どうこう  
**< わが国の動向 >**

へいせい ねんぱんしょうがいしゃはくしょ ぜんこく しょうがいしゃすう  
「平成19年版障害者白書」によると、全国の障害者数  
しんたいしょうがいしゃ まんにん ちてきしょうがいしゃ まんにん  
は、身体障害者が351.6万人、知的障害者が54.7万人、  
せいしんしょうがいしゃ まんにん すいけい じんこう  
精神障害者が302.8万人と推計されています。人口1,000  
にん あ しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ にん  
人当たりでは、身体障害者が28人、知的障害者が4人、  
せいしんしょうがいしゃ にん ちょうふくしょうがい かみ  
精神障害者は24人となり、重複障害を加味しても、お  
こくみん なん しょうがい ゆう  
よそ国民の5%が何らかの障害を有していることとなります。  
さいみまん しょうがいじ しんたいしょうがいじ まんにん ちてき  
また、18歳未満の障害児は、身体障害児が9.0万人、知的  
しょうがいじ まんにん  
障害児が12.5万人となっています。

くに しょうがいしゃ かん しさく しょうわ ねん こくさい  
国の障害者に関する施策においては、昭和56年の国際  
しょうがいしゃねん けいき しんてん へいせい ねん  
障害者年を契機として進展してきました。平成5年には  
しんしんしょうがいしゃたいさくきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう いち  
「心身障害者対策基本法(昭和45年法律第84号)」の一  
ぶ かいせい めいしょう しょうがいしゃきほんほう しこう  
部改正により名称が「障害者基本法」となり施行され、  
う くに へいせい ねん もくひょう しょうがいしゃたいさく  
これを受けて国は平成14年を目標とした「障害者対策に  
かん しんちょうきけいかく しょうがいしゃ さくてい  
関する新長期計画」および「障害者プラン」を策定しま  
した。

へいせい ねん へいせい ねんど へいせい ねんど ねんかん  
平成14年には平成15年度から平成24年度までの10年間を  
けいかくきかん しょうがいしゃきほんけいかく かくぎけってい  
計画期間とする「障害者基本計画」を閣議決定しました。  
ないかくそうりだいじん ほんぶちょう しょうがいしゃしさくすいしんほんぶ  
内閣総理大臣を本部長とする「障害者施策推進本部」  
けいかく もと へいせい ねんど へいせい ねんど ねん  
は、この計画に基づき平成15年度から平成19年度までの5年  
かん けいかくきかん じゅうてんしさくじっし ねんけいかく さくてい  
間を計画期間とする「重点施策実施5カ年計画」を策定し  
ぐたいてき すうちもくひょう さだ しょうがいしゃしさく ぐたいてきすいしん  
具体的な数値目標を定め、障害者施策の具体的な推進に  
と く  
取り組んでいます。

へいせい ねん がつ はったつしょうがいしゃしえんほう へいせい  
さらに、平成17年4月に、発達障害者支援法、平成18  
ねん がつ しょうがいしゃじりつしえんほう しこう しょうがいしゃ と ま  
年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者を取り巻  
かんきょう せいどめん せいび  
く環境が制度面においても整備されつつあります。

ちばけん どうこう  
＜千葉県動向＞

ちばけん しょうわ ねんど へいせい ねんど けい  
千葉県においては、昭和57年度から平成6年度までの計  
かく ちばけんしょうがいしゃしさくちょうきすいしんけいかく へいせい ねん  
画である「千葉県障害者施策長期推進計画」、平成7年  
ど へいせい ねんど ねんかん けいかくねんど ちばけんしょうがい  
度から平成16年度の10年間を計画年度とする「千葉県障  
しやしさくしんちょうきけいかく へいせい ねんど へいせい ねんど  
害者施策新長期計画」、そして、平成16年度から平成20年度  
けいかくきかん だい じちばけんしょうがいしゃけいかく さくてい  
までの計画期間の「第三次千葉県障害者計画」を策定し、  
しょうがいしゃしさく ぐたいてきすいしん と く  
障害者施策の具体的推進に取り組んでいます。

へいせい ねん けんみん さべつ ちいきしゃ  
また、平成18年すべての県民のために、差別のない地域社  
かい じつげん ひとり ちが みと あ じん  
会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人  
せい そんちょう あ ちばけん めざ へいせい ねん がつしこう  
生を尊重し合う千葉県づくりを目指し、平成19年7月施行  
しょうがい ひと ひと とも く ちばけん  
の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり  
じょうれい せいてい  
条例」を制定しています。

さくらし どうこう  
＜佐倉市動向＞

ほんし しょうわ ねん さくらしこくさいしょうがいしゃねんすいしんほん  
本市においては、昭和56年「佐倉市国際障害者年推進本  
ぶ せっち しょうがい ひと かんぜんさんか びょうどう  
部」を設置し、障害のある人の「完全参加と平等」をテ  
こくさいしょうがいしゃねん もくてき たっせい と く  
ーマとする国際障害者年の目的を達成するために取り組  
みました。

しょうわ ねん さくらししょうがいしゃふくし と しすいしんきょうぎかい  
また、昭和59年、「佐倉市 障害者福祉都市推進 協議会」  
せっち しえいじゅうたく しょうがい ひと りよう かい  
を設置し、市営住宅を障害のある人が利用できるよう改  
しゅう しょうがくせい しょうがい まな ふくどくほん  
修したり、小学生が障害について学ぶための副読本や  
きょういく さくせい がっこう はいふ と く  
教育フィルムを作成し学校に配布するなど取り組みまし  
た。

へいせい ねん さくらししょうがいしゃけいかく じりつしえん  
平成10年には、「佐倉市 障害者計画 - 自立支援さくらブ  
で かぜ う そら み さくてい  
ラン - まちに出よう 風を受けよう 空を見よう」を策定し、  
しょうがいしゃしさく ぐたいてきすいしん と く  
障害者施策の具体的推進に取り組んできました。



けいかくさくてい しゅし  
**2. 計画策定の趣旨**

さくてい しゅし  
**< 策定の趣旨 >**

さくらし へいせい ねん がつ さくらししょうがいしゃけいかく じりつ  
佐倉市では、平成10年3月に「佐倉市 障害者計画 - 自立  
しえん で かぜ う そら み  
支援さくらプラン - まちに出よう 風を受けよう 空を見よう」  
さくてい しょうがい ひと ちいきせいかつ しゃかいせいかつ しえん  
を策定し、障害のある人の地域生活や社会生活を支援す  
ほんかくてき と く はじ しょうがいしゃけいかく  
る本格的な取り組みが始まりました。この 障害者計画は、  
しょうがい ひと ひと ひとり じりつ せいかつ  
「障害をもつ人ももたない人も、一人ひとりが自立した生活  
しゃ せいかつ しつ たか く  
者として生活の質を高め、のびのびと暮らしていけるようなま  
きほんもくひょう しょうがいしゃしさく ぐたいてきすい  
ちをつくること」を基本目標とし、障害者施策の具体的推  
しん と く  
進に取り組んできました。

へいせい ねん かいいてい ねん けいか かん くに しょう  
平成14年の改訂から4年を経過し、この間、わが国の障  
がいしゃふくし へいせい ねんど しえんひせいど どうにゆう へいせい  
害者福祉は、平成15年度に「支援費制度」の導入、平成17  
ねん がつ はったつしょうがいしゃしえんほう しこう つづ へいせい ねん がつ  
年4月「発達障害者支援法」の施行、続いて平成18年4月  
しょうがいほけんふくし せいど かいかく と く しょうがいしゃじ  
障害保健福祉サービス制度の改革に取り組む「障害者自  
りつしえんほう しこう きゅう せいどかいかく すす しょうがい  
立支援法」の施行など急ピッチで制度改革が進み、障害  
しゃ と ま かんきょう おお へんか  
者を取り巻く環境は大きく変化しています。

しょうがい ひと せいかつ たようか ふくし  
また、障害のある人のニーズは、生活スタイルの多様化、福祉  
しんてん がいしゅつき かい ぞうだい じょうほう でんたつしゅ  
のまちづくりの進展による外出機会の増大、情報の伝達手  
だん たようか こべつか たようか  
段の多様化などにより、ますます個別化、多様化しています。

しゃかいじょうきょう へんか ふ あら しさくかだい たい  
このような社会状況の変化を踏まえ、新たな施策課題へ対  
おう へいせい ねんど へいせい ねんど けいかくねんど しょう  
応するため、平成20年度から平成22年度を計画年度とする「障  
がいしゃけいかく みなお おこな  
害者計画」の見直しを行うこととしました。

### けいかく いち 3. 計画の位置づけ

ほんけいかく しょうがいしゃ きほんほうだい じょうだい こう もと しちょうそん  
本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村  
しょうがいしゃけいかく さくてい  
障害者計画」として策定するものです。

さくら ししょうがいしゃけいかく

#### 佐倉市障害者計画

しょうがいしゃ きほんほう もと ほうていけいかく

#### 障害者基本法に基づく法定計画

くにけいかく とどうふけんけいかく しちょうそんけいかく

(国計画 - 都道府県計画 - 市町村計画)

さくら ししょうがいしゃ しさく そうごうきほんけいかく

#### 佐倉市の障害者施策の総合基本計画

けんこう ふくし こよう きょういく しせいぜんぱん

(健康、福祉、雇用、教育など市政全般にわたる)

ほんけいかく ちほうじ ちほうだい じょう きてい きほんこうそう  
また、本計画は、地方自治法第2条に規定される「基本構想」  
だい じさくらし そうごうけいかく へいせい ねんどもくひょう しょうがい ひと  
(第3次佐倉市総合計画平成22年度目標)の障害のある人  
かか ぶもんけいかく いち  
に関わる部門計画として位置づけられます。

どうじ さくせい さくらし ちいきふくしけいかく しょうがい  
なお、同時に作成される佐倉市地域福祉計画は、障害のある  
ひと ふく こうれいしゃ じどう ちいき ふくし ひつよう ひと  
人を含む高齢者・児童などの地域で福祉を必要とする人たちに  
たい そうごうてき けいかく ほんけいかく そうご ほかん いち  
対する総合的な計画であり、本計画とは相互に補完する位置づ  
けとなります。

だい じ さくらし そうごうけいかく こうき きほんけいかく  
**第3次佐倉市総合計画・後期基本計画**

さくらし ちいきふくし けいかく  
**佐倉市地域福祉計画**

おうだんてき してん ちいきふくし すいしん じゅうみん たよう せいかつじょう  
 横断的な視点から地域福祉を推進し、住民の多様な生活上

か だい し じゅうみん かんけいき かん じぎょうしゃなど そうご れんけい  
 の課題について、市と住民、関係機関、事業者等が相互に連携

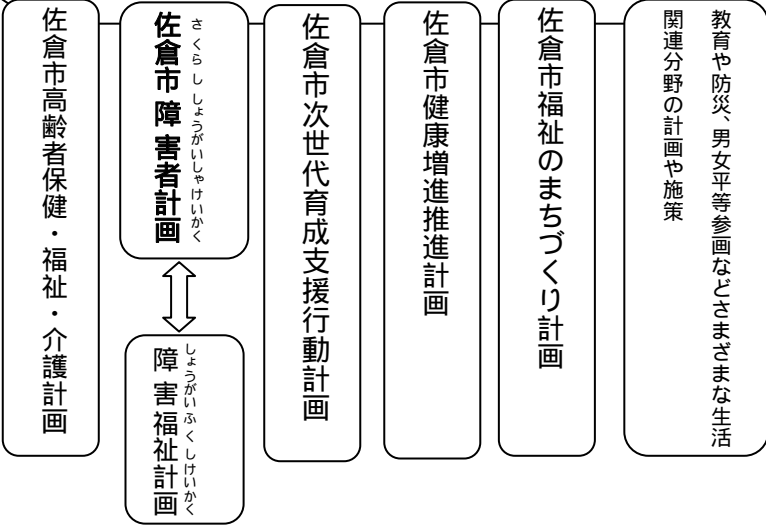
かいけつ む ほうこうせい しめ  
 しその解決に向けた方向性を示すため、

- ふくし てきせつ りょう すいしん かん じこう  
 ・ 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- しゃかいふくし もくてき じぎょう けんぜん はったつ かん じこう  
 ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ちいきふくし かん かつどう じゅうみん さんか そくしん かん じ  
 ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

こう さだ けいかく  
 項などを定める計画

れんけい 連携

さくらし ちいきふくし かつどうけいかく  
**佐倉市地域福祉活動計画（社協）**  
 しゃきょう



だい じ さくらし そうごうけいかく  
第3次佐倉市総合計画

おも きぼう けんこう ふくし じゅうじつ  
思いやりと希望にみちたまちづくり ~健康・福祉の充実~

こうれいしゃがい とうらい しょうしか しんこう ちいき  
高齢社会の到来や少子化の進行などにより、地域ぐるみ  
ふくし いっそうじゅうじつ もと  
の福祉をより一層充実させていくことが求められています。

こうれいしゃ しょうがいしゃ こ ふく しみん たが  
高齢者、障害者、子どもを含めたすべての市民が、互い  
そんちょう ところ ひとびと ささ あ ちいきしゃ  
に尊重しながら、心のふれあいや人々が支え合う地域社  
かい すす  
会づくりを進めます。

す な ちいき なか あんしん い い せい  
だれもが住み慣れた地域の中で安心して、生き生きとした生  
かつ おく ほけん ふくし いりょう じゅうじつ れん  
活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の充実、連  
けい すいしん だんじょ びょうどう しゃかいさんかく しみん  
携を推進するとともに、男女が平等に社会参画し、市民が  
しょうがい つう けんこう こころゆた い も しゃかいさん  
生涯を通じて健康で、心豊かに生きがいを持って社会参  
か かんきょう かくりつ  
加できるような環境の確立をめざします。

しょうがい つう けんこう すいしん  
●生涯を通じた健康づくりの推進

い ちょうじゅしゃかい すいしん  
●生きがいのある長寿社会づくりの推進

しつ たか ふくししゃかい すいしん  
●質の高い福祉社会づくりの推進

じりつせいかつ しみんかつどう すいしん  
●自立生活のための市民活動の推進

けいかく たいしょうしゃ

#### 4. 計画の対象者

ほんしょうがいしゃけいかく たいしょうしゃ しょうがい ひと しょう  
本障害者計画の対象者である「障害のある人」とは、障  
がいしゃ きほんほうだい じょう きてい しんたいしょうがい ちてきしょうがいた  
害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害又は  
せいしんしょうがい けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ  
精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に  
そうとう せいげん う もの しょうわ ねん なんびょうたいさくようこう  
相当な制限を受ける者」とし、昭和47年、「難病対策要綱」  
なんびょう きいん しんたいまた せいしんじょう しょうがい ゆう もの  
による難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者  
ちようき せいかつじょう ししょう もの ふく  
であって、長期にわたり生活上の支障がある者」も含むことと  
します。

へいせい ねん がつ じへいしょう しょうこうぐん た こう  
また、平成17年4月、自閉症、アスペルガー症候群その他の広  
はんせい はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけっかん た どうせいしょうがい た  
汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他  
るい のうきのう しょうがい しょうじょう つうじょうていねん  
これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年  
れい はつげん たいしょう はったつしょうがいしゃ しえんほう  
齢において発現するものを対象とする発達障害者支援法が  
しこう たい ほうさく ほんけいかく なか  
施行されたことから、これらに対する方策についても本計画の中  
けんとう  
で検討するものとします。

しょうがいしゃきほんほう

## 【障害者基本法】

だい じょう ほうりつ しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてき  
第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的

しょうがいまた せいしんしょうがい い か しょうがい そうしょう  
障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があ

けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん  
るため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を

う もの  
受ける者をいう。

はったつしょうがいしゃしえんほう

## 【発達障害者支援法】

だい じょう ほうりつ はったつしょうがい じへいしょう  
第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、ア

しょうこうぐん た こうはんせいのはったつしょうがい がくしゅう  
スペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習

しょうがい ちゅうい い けっかん た どうせいしょうがい た るい のうき のう  
障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能

しょうがい しょうじょう つうじょうていねんれい はつげん  
の障害であってその症状が通常低年齢において発現

せいれい さだ  
するものとして政令で定めるものをいう。

ほうりつ はったつしょうがいしゃ はったつしょうがい ゆう  
2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有す

にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいげん う もの  
るために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をい

はったつしょうがいじ はったつしょうがいしゃ さいみまん  
い、発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のも

のをいう。

けいかく きかん  
**5. 計画の期間**

しょうがいしゃけいかく きかん                      へいせい ねんど                      へいせい ねんど  
 障害者計画の期間については、平成20年度から平成22年度  
 ねんかん けいかく                      さくらし そうごうけいかく                      きほんこう  
 までの3年間の計画とします。これは佐倉市総合計画の基本構  
 そう こうき きほんけいかくおよ                      さくらし ちいきふくしけいかく                      けいかく                      しゅうき  
 想・後期基本計画及び、佐倉市地域福祉計画と計画の終期を  
 あわせたものです。

けいかく きかん  
**計画の期間**

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
さくらし そうごうけいかく <b>佐倉市総合計画</b> きほんこうそう <b>基本構想</b>						
さくらし ちいきふくしけいかく <b>佐倉市地域福祉計画</b>						
しょうがいしゃけいかく <b>障害者計画</b>						
しょうがいふくしけいかく <b>障害福祉計画</b>						



だい しょう さくらし がいきょう  
**第 2 章 佐倉市の概況**

さくらし とくせい

**1. 佐倉市の特性**

いち ちせい

**< 位置・地勢 >**

さくらし ちばけんほくぶ しもうさだいち ちゅうおう いち とう  
佐倉市は千葉県北部、下総台地のほぼ中央に位置しています。東  
きょうとしん にし

京 都 心 へ は 西 に 40 キロメー ト

きょり なりたこくさいくう

ル の 距 離 に あ り、 成 田 国 際 空

こう ひがし ち  
港 へ は 東 に 15 キロメー トル、 千

ばし なんせい  
葉 市 へ は 南 西 に 15 キロメー トル

いち  
の 位 置 に あ り ま す。

とうきょう ちゅうしんぶ けい  
東 京 の 中 心 部 へ は J R、 京  
せい でんてつ やく じかん なりたこくさい  
成 電 鉄 で 約 1 時 間、 成 田 国 際

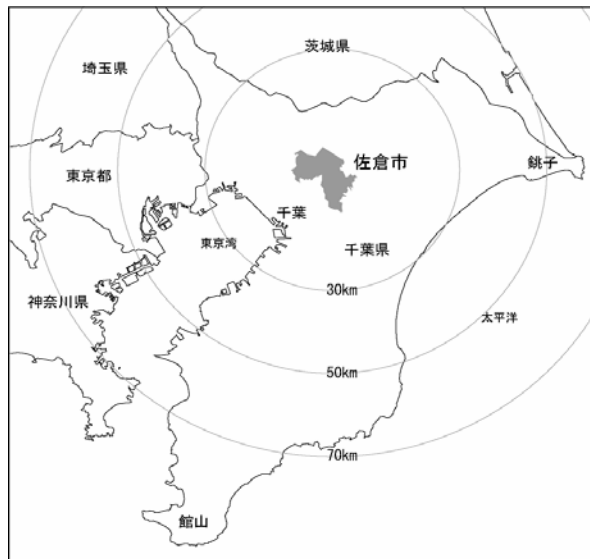


図 佐倉市の位置

くうこう ぶん けいせい でんてつ ぶん ちばえき ぶん  
空 港 へ は J R で 21 分、 京 成 電 鉄 で 16 分、 千 葉 駅 へ は J R で 16 分

れんらく し なんぶ ひがしかんとうじどうしゃどう さくら  
で 連 絡 で き ま す。 ま た、 市 の 南 部 に は 東 関 東 自 動 車 道 の 佐 倉 伊

ほんし さんぎょうかつどう ささ  
ン ター チェンジ が あ り、 本 市 の 産 業 活 動 を 支 え て い ま す。

し きたがわ いんばぬま しいき いんばぬま みなみ ひろ ていち  
市 の 北 側 に は 印 旛 沼 が あ り、 市 域 は 印 旛 沼 の 南 に 広 が る 低 地 と

しゃめんりよくち かこ だいち あいだ か  
斜 面 緑 地 に 囲 ま れ た 台 地 か ら な っ て い ま す。 そ し て、 そ の 間 を 鹿

しまがわ たかさきがわ たぐりがわ おだけがわ なが いんばぬま そそ  
島 川、 高 崎 川、 手 繰 川、 小 竹 川 な ど が 流 れ、 印 旛 沼 に 注 い で い

だいち みなみ たか きた ひく ちけい ひょうこう ぜん  
ま す。 台 地 は 南 が 高 く、 北 が 低 い 地 形 で、 標 高 は 30 メー トル 前

ご だいち たんぶ いち さくらじょうせき いんばぬましゅうへん  
後 で す。 台 地 の 端 部 に 位 置 す る 佐 倉 城 跡、 そ し て 印 旛 沼 周 辺 や、

なんぶ のうそんちたい ゆた しぜん のこ  
南 部 の 農 村 地 帯 な ど に は 豊 かな 自 然 が 残 さ れ て い ま す。

えんかく とくせい

## < 沿革・特性 >

しょうわ ねん がつ さくらまち きんりん ちょうそん がっぺい  
本市は、昭和29年3月、佐倉町など近隣6か町村が合併して  
さくらし ご げんざい ちよだちく へんにゅう げんざい  
佐倉市となり、その後、現在の千代田地区などを編入し、現在に  
いた しいき きゅうちょうそんかい ちく わ  
至っています。市域は旧町村界によって7地区に分けられます  
ちりてきしょうけん せいかつけん とくせい おおむ ちく わ  
が、地理的条件や生活圏の特性により、概ね3～4地区に分け  
ぶんさんがた としけいたい てい  
られる分散型の都市形態を呈しています。

ちく みず みどり しぜんかんきょう でんとう ぶんか かお れきし  
いずれの地区も水と緑の自然環境や伝統と文化が薫る歴史  
てき かんきょう ちょうわ たも はってん  
的な環境との調和を保ちながら発展しています。

しょうかまち れきし も さくらちく ぎょうせい ちゅう  
城下町としての歴史を持つ佐倉地区はかつてから行政の中  
しん はってん くに けん し ぎょうせいしせつ あつ し ちゅうしんてき  
心として発展し、国・県・市の行政施設が集まり、市の中心的  
やくわり は  
役割を果たしています。

し なんぶ いち ねごう わだ やとみちく しんりん やつだ  
市の南部に位置する根郷、和田、弥富地区は、森林や谷津田など  
ゆた しぜんかんきょう めぐ のうぎょうちたい  
の豊かな自然環境に恵まれております。農業地帯であるとも  
けんないゆうすう ないりくこうぎょうだんち てんかい せんたんぎじゅつ  
に県内有数の内陸工業団地が展開され、先端技術や  
せいぞうぎょう たき さんぎょう しんこう  
製造業など多岐にわたる産業の振興がはかられています。

せいぶ いち しづ うすい ちよだちく たくちかいはつ じん  
そして西部に位置する志津、臼井、千代田地区は宅地開発による人  
こうぞうか くわ しょうぎょうなど せいちょう ちく  
口増加に加えて商業等の成長もめざましい地区として、それ  
ゆた こせい も はってん  
ぞれに豊かな個性を持って発展しています。

さくらし じんこう  
**2.佐倉市の人口**

さくらし じんこう へいせい ねん がつまつ じん  
 佐倉市の人口は、平成19年3月末では175,126人となっています。

しゅとけん きんこう おお じんこう の ぜんこくてき  
 首都圏の近郊として大きく人口を伸ばしてきましたが、全国的な

しょうし こうれいか なか へいせい ねん じん よこ  
 少子・高齢化の中で平成16年の175,573人をピークに横ばいへと

てん  
 転じてきたところです。

じんこう すいい  
**人口の推移**

たんい せたい じん  
 (単位：世帯、人)

年次	世帯数	人口			対前年 人口増減数
		総数	男	女	
平成元年	41,826	138,411	69,008	69,403	6,114
平成2年	43,963	143,070	71,169	71,901	4,659
平成3年	45,896	147,303	73,252	74,051	4,233
平成4年	47,805	151,222	75,205	76,017	3,919
平成5年	49,684	155,328	77,137	78,191	4,106
平成6年	51,443	158,725	78,928	79,797	3,397
平成7年	53,374	162,604	80,895	81,709	3,879
平成8年	54,990	165,870	82,436	83,434	3,266
平成9年	56,495	168,849	83,903	84,946	2,979
平成10年	57,641	170,292	84,529	85,763	1,443
平成11年	59,244	172,181	85,414	86,767	1,889
平成12年	60,527	173,548	86,117	87,431	1,367
平成13年	61,338	174,078	86,420	87,658	530
平成14年	62,497	174,624	86,603	88,021	546
平成15年	63,456	175,033	86,787	88,246	409
平成16年	64,458	175,573	87,030	88,543	540
平成17年	65,153	175,118	86,669	88,449	455
平成18年	66,133	174,984	86,494	88,490	134
平成19年	67,252	175,126	86,509	88,617	142

資料：市住民基本台帳、各年3月31日現在

### 3.佐倉市の 障 害 者

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ

#### 身体 障 害 者 手 帳 所 持 者

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ へいせい ねん どまつげんざい にん

身体 障 害 者 手 帳 所 持 者 は、平成18年度末現在で、3,625人

さいみまん にん さいいじょう にん  
 となっています。うち18歳未満が92人、18歳以上が3,533人とな

っています。身体 障 害のある人は、疾病や事故で、中途で障

がいしゃ ひと おお こうれいしゃ ひりつ たか とくしょく  
 害者となる人が多く、高齢者の比率が高いことが特色です。

しょうがい しゅべつ したいふじゆう ないぶしょうがい おお

障 害の種別では、肢体不自由と内部障 害が多くなっています。

ねん どまつげんざい

18年度末現在

たんい にん

(単位 / 人)

しょうがいしゅべつ 障 害 種 別	しかくしょうがい 視 覚 障 害	ちょうかく へいこう 聴 覚 平 衡 きのうしょうがい 機 能 障 害	おんせい げんご 音 声 言 語 そしゃく きのうしょうがい 機 能 障 害	したい 肢 体 ふじゆう 不 自 由	ないぶしょうがい 内 部 障 害	ごう けい 合 計
18歳未満	5	31	2	43	11	92
18歳以上	267	255	57	1,915	1,039	3,533
合 計	272	286	59	1,958	1,050	3,625

ちてきしょうがいしゃ

## 知的障害者

ねんどまつげんざい りょういくてちょう しょじしゃ にん はんてい  
 18年度末現在の療育手帳の所持者は595人です。A判定  
 じゅうどしょうがい にん はんてい ちゅうけいどにんてい にん  
 の重度障害が239人、B判定の中軽度認定が356人となっ  
 ています。

ねんどまつげんざい たんい にん  
 18年度末現在 (単位/人)

程度	年齢区分	人数
重度(A)	18歳未満	52
	18歳以上	187
中軽度(B)	18歳未満	115
	18歳以上	241
合計	18歳未満	167
	18歳以上	428
	合計	595

せいしんしょうがいしゃ

## 精神障害者

ねんどまつげんざい せいしんしょうがいしゃ ほけんふくしてちょう しょじしゃすう  
 18年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は  
 にん じゅうど きゅう にん きゅう にん きゅう  
 400人となっています。重度の1級が75人、2級が239人、3級  
 にん  
 が86人となっています。

ねんどまつげんざい たんい にん  
 18年度末現在 (単位/人)

程度	1級	2級	3級	合計
人数	75	239	86	400

せいしんしょうがい かたがた てちょう も かた おお つぎ  
 精神障害のある方々は手帳を持たない方が多いことが次の

ひょう  
 表でわかります。 ねんどまつげんざい たんい にん  
 18年度末現在(単位/人)

精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成18年度末現在)	400
自立支援医療費(精神通院)受給者(平成18年度末現在)	1,268
精神科病院入院患者数(平成17年6月現在)	242

だい しょう けいかく きほんりねん すいしんたいせい  
**第3章 計画の基本理念と推進体制**

けいかく きほんりねん  
**1. 計画の基本理念**

さくらししょうがいしゃけいかく さくてい しょうがいしゃてちょうしょじ  
佐倉市障害者計画の策定にあたっては、障害者手帳所持  
しゃ たいしょう しょうがいしゃふくし ちょうさ しょうがいしゃだんたい  
者を対象とした障害者福祉アンケート調査や障害者団体  
たいしょう き と ちょうさなど おこな はあく おこな  
を対象とした聞き取り調査等を行い、ニーズの把握を行いま  
した。

しょうがいしゃ きほんほう せいしん もと はあく しょうがいしゃし  
障害者基本法の精神に基づき、把握したニーズや障害者施  
さく どうこう ふ つぎ さくらししょうがいしゃけいかく きほんりねん  
策の動向を踏まえ次のように佐倉市障害者計画の基本理念を  
せいり  
整理しました。

りねん い  
**ノーマライゼーションの理念が生きるまち**

しょうがい ひと ひと おな ちいき なか どうとう けん  
障害のある人もない人も同じように、地域の中で、同等の権  
り きょうじゅ ふつう く  
利を享受し、普通に暮らしていけるというノーマライゼーションの  
かんが なた しょうがいしゃしさく きほん しょうがい しゃ  
考え方は、障害者施策の基本となります。障害があっても社  
かい いちいん びょうどう く めざ  
会の一員として平等に暮らせるまちを目指します。

しょうがい ひと じりつ じこけつてい そんちょう  
**障害のある人の自立と自己決定を尊重するまち**

ひと じりつ せいかつ おく じぶん じぶん  
その人なりの自立した生活を送るためには、自分のことは自分  
き じゅうよう じこけつてい ささ  
で決めていくことがとても重要です。自己決定をみんなで支える

めざ  
まちを目指します。

しょうがいとくせい しさく てんかい  
障 害 特 性 を ふ ま え た 施 策 が 展 開 さ れ る ま ち

しょうがい ひと たよう てきかく はあく しょうがい とくせい  
障 害 の ある 人 の 多 様 な ニーズ を 的 確 に 把 握 し、 障 害 の 特 性  
おう てきせつ しさく すいしん じゅうよう しょうがい とくせい  
に 応 じ た 適 切 な 施 策 を 推 進 す る こ と が 重 要 で す。 障 害 の 特 性  
おう ちいきせいかつ おく めざ  
に 応 じ た 地 域 生 活 が 送 れ る ま ち を 目 指 し ま す。

い も く  
生 が い を 持 っ て 暮 ら せ る ま ち

しょうがい ひと すべ ひと い じん  
障 害 の ある 人 の み な ら ず、 全 て の 人 に と っ て 生 が い の ある 人  
せい おく じゅうよう ひつよう しゃかいてきしえん う  
生 を 送 る こ と が 重 要 な こ と で す。 必 要 な 社 会 的 支 援 を 受 け な が  
だれ おな まな はたら とき よか たの  
ら、 誰 も が 同 じ に 学 ん だ り、 働 い た り、 時 に は 余 暇 を 楽 し ん だ り、  
ゆた い く めざ  
豊 か で 生 が い を も っ て 暮 ら せ る ま ち を 目 指 し ま す。

へいせい ねん がつさくてい とうしょけいかく  
平 成 1 0 年 3 月 策 定 の 当 初 計 画 の 「 は じ め に 」 の な か で、 夕  
つぎ せつめい  
イ ト ル に つ い て 次 の よ う に 説 明 し て い ま す。

りやく じりつ かんが かた なにごと じぶん おこな  
「 ~ 略 自 立 と い う 考 え 方 は、 「 何 事 も 自 分 で 行 う 」 と い う こ  
しょうがい かた しゅたいてき じこけてい  
と で は な く、 障 害 を お も ち の 方 が 「 主 体 的 に 自 己 決 定 す る 」 こ と  
ちゅうりやく で  
が で き る と い う こ と で す。 ~ 中 略 ~ サ ブ タ イ ト ル を ” ま ち に 出 よ う  
かぜ う そら み しゅたいてき  
風 を 受 け よ う 空 を 見 よ う ” と し ま し た。 こ れ は、 そ れ ぞ れ 「 主 体 的

さんか れきし ぶんか しぜん きょうじゅ あした みらい む  
な参加」「歴史・文化・自然の享受」「明日や未来に向かって」と  
しょうがい かた ねが ひょうげん いかりやく  
いう障害をおもちの方の願いを表現したものです。以下略」

かんが かた ほんけいかく か  
この考え方については、本計画においても変わるものではない  
ことから、タイトルおよびサブタイトルは引き続き使用します。  
ひ つづ しょう

さくらししょうがいしゃけいかく  
(佐倉市 障害者計画)  
じりつしえん  
自立支援さくらプラン  
で かぜ う そら み  
まちに出よう 風を受けよう 空を見よう

しょうがいしゃけいかく すいしん しゃくしょ はっしん  
障害者計画の推進は、市役所から発信します。

じょうき りねん もと すいしん しゃく  
上記の理念に基づいたまちづくりを推進するために、まず市役  
しょ と く  
所から取り組みます。



し さ く た い け い

## 2. 施策の体系

しょうがいしゃけいかく                      しょうがい                      ひと                      く                      かか                      かだい                      おう  
障 害 者 計 画 では、 障 害 の ある 人 の 暮 ら し に 係 る 課 題 を 「 横  
だんてき                      し え ん                      こ べ つ ぶ ん や                      し え ん                      わ                      さ く て い  
断 的 な 支 援 」 と 「 個 別 分 野 へ の 支 援 」 に 分 け て 策 定 し て い ま す 。

おうだんてき                      し え ん                      せいかつぶんや                      きょうつう                      かだい                      と  
「 横 断 的 な 支 援 」 は、 す べ て の 生 活 分 野 に 共 通 す る 課 題 を 取  
り あ げ て い ま す 。

けいはつ                      けんりょうご  
啓 発 ・ 権 利 擁 護

そうだん                      じょうほうていきょう  
相 談 ・ 情 報 提 供

じょうほう  
情 報 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン

いどう  
移 動

こべつぶんや                      し え ん                      く                      りょういき                      かだい                      と  
「 個 別 分 野 へ の 支 援 」 は、 暮 ら し の 領 域 ご と に 課 題 を 取 り あ げ  
て い ま す 。

せいかつしえん                      しょうがいふくしけいかく  
生 活 支 援 ( 障 害 福 祉 計 画 )

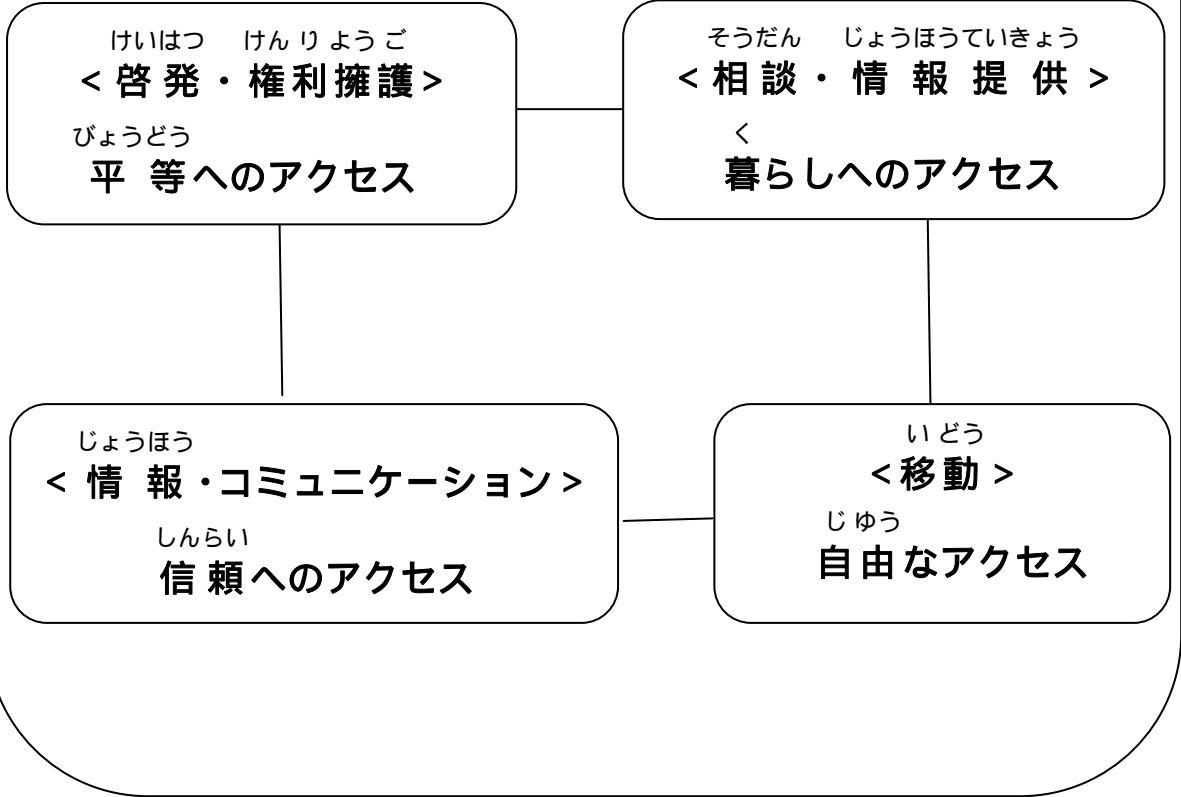
せいかつかんきょう  
生 活 環 境

きょういく                      いくせい  
教 育 ・ 育 成

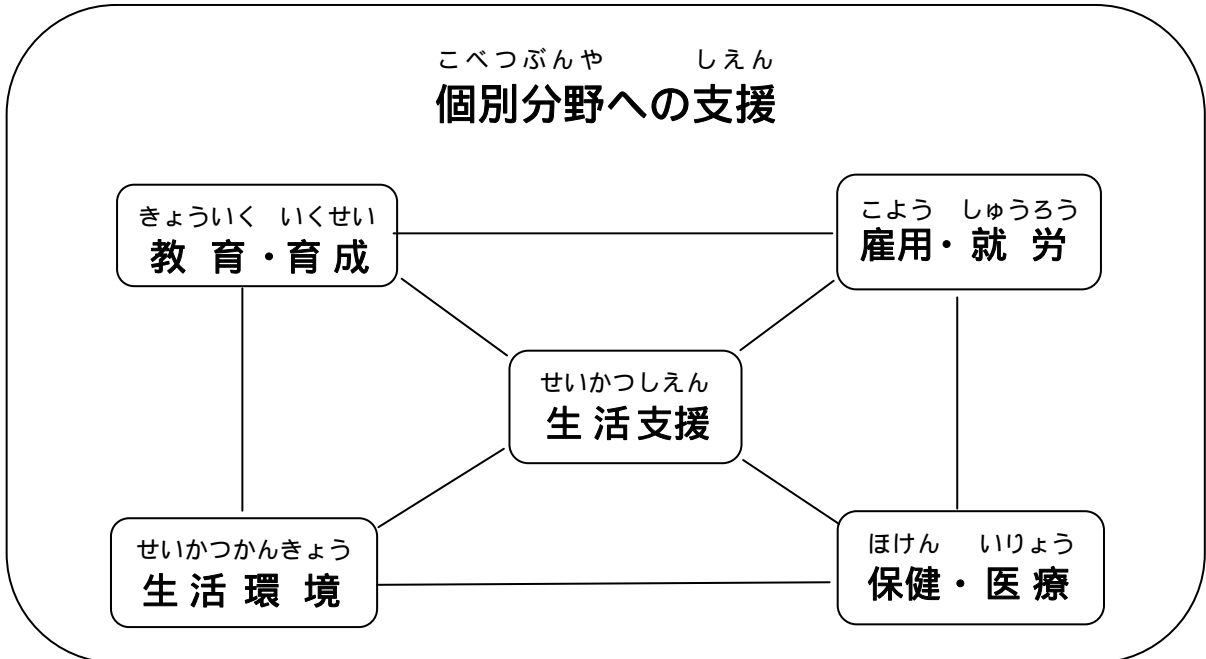
こよう                      しゅうろう  
雇 用 ・ 就 労

ほけん                      いりょう  
保 健 ・ 医 療

おうだんてき しえん  
横断的な支援



こべつぶんや しえん  
個別分野への支援



けいかく すいしんたいせい

### 3. 計画の推進体制

じりつしえんきょうぎかい ちゅうしん すいしんたいせい

#### <自立支援協議会を中心とした推進体制>

しょうがい かたがた ちいき ゆた く しょう

障害のある方々が地域で豊かに暮らしていくために、この障  
がいしゃけいかく も こ けいかく ぐたいてき たっせい ひつよう  
害者計画に盛り込まれている計画を具体的に達成する必要があ  
ります。

けいかくたっせい だいいちぎてき せきになん ぎょうせい ぎょうせい  
計画達成の第一義的な責任は行政にあります、行政だ

しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ こんなん  
いで 障害のある人の地域生活を支えることは困難です。

しみん じぎょうしゃ かんけいきかん し きょうどう

市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関と市の協働  
ふ かけつ い  
が不可欠であることは言うまでもありません。

きょうどう きそ けいかく しんちよく

協働によるパートナーシップを基礎として、この計画の進捗  
じょうきょう はあく かだい せいり やくわり も さくらしじりつ  
状況を把握し課題を整理し、まとめる役割を持つ「佐倉市自立  
しえんきょうぎかい せっち  
支援協議会」を設置します。

さくらしじりつしえんきょうぎかい じつじょう そく ちいきせいかつすい

この「佐倉市自立支援協議会」は、実情に即した地域生活推  
しん ちゅうかくてき そんざい こうかてき と く すいしん かん  
進の中核的な存在としてより効果的な取り組みを推進し、関  
けいしゃ さんか きょうりよく きかい え ふくししさく すいしん はか  
係者の参加・協力の機会を得ながら福祉施策の推進を図りま  
す。

じりつしえんきょうぎかい と く

#### 4. 自立支援 協議会の取り組み

じりつしえんきょうぎかい そうだんしえん じったいはあく こうど たいおう もと  
自立支援 協議会は相談支援の実態把握や高度な対応が求  
じれい たいおう かた きょうぎ そうだんしえんたいせい せいび  
められる事例への対応のあり方の協議、相談支援体制の整備、  
ちいきかんけいきかん こうちく せいかつりょういきぜんばん さまざま  
地域関係機関のネットワーク構築など生活領域全般の様々  
かだい と く  
な課題などについて取り組むものです。

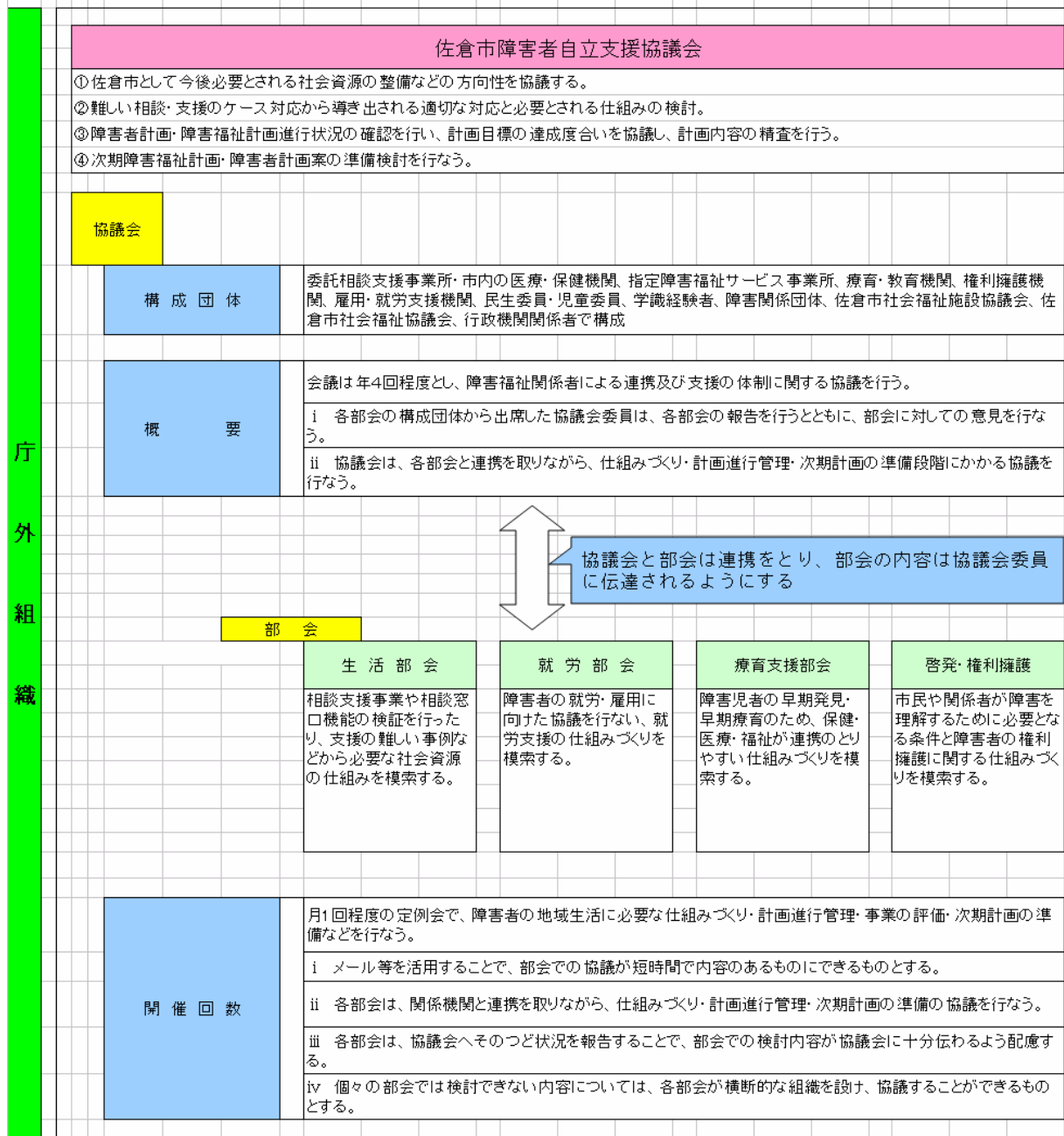
しやくしょない すいしん

#### 5. 市役所内での推進

しやくしょぜんたい いったい かくしゅしさく すいしん  
市役所全体が一体となって各種施策を推進していくことによ  
しょうがいしゃしさく そうごうてき こうかてき すいしん つと  
り、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。  
かんけいかくか と く かくか くふう こ さまざま と  
関係各課の取り組みについて、各課が工夫を凝らし、様々な取り  
く いと なに おこな つ あ ほうしき けいかく  
組みができるよう意図し、何を行ったか積み上げ方式により計画  
すいしん  
を推進します。



佐倉市障害者自立支援協議会のフロー図



庁外組織

だい しょう おうだんてき しえん  
第4章 横断的な支援

けいはつ けんりようご びょうどう  
<啓発・権利擁護> - 平等へのアクセス -

げんじょう かだい  
現状と課題

しょうがい ひと いっぱん ひと どうよう せいかつ  
障害のある人が一般の人と同様に生活するた  
めかんが かた きほんのノーマライゼーションの考え方が基本となります。  
す。

ちょうさ さべつ へんけん いま かん  
アンケート調査では差別や偏見が未だに感じられ  
こえ とく ていねんれいそう おお  
るという声があり、特に低年齢層で多くみられます。  
しみん しょうがい ひと たい みかた おお か  
市民の障害のある人に対する見方を大きく変え  
ひつよう  
ていく必要があります。

しょうがい しょうがい ひと たい へんけん り  
障害や障害のある人に対する偏見をなくし、理  
かい ぶか とく じゅうじつ しょうがい  
解を深めていく取り組みを充実させ、障害のある  
ひと ちいき じりつせいかつ ささ しゃかいさんか そくしん  
人の地域での自立生活を支え、社会参加が促進さ  
ちいき ひつよう  
れる地域づくりが必要です。

しさく ほうしん  
施策の方針

さべつ へんけん と く きょうか  
(1) 差別や偏見をなくすための取り組みを強化します。

しょうがい ひと ひと とも く ちばけん  
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり  
じょうれい もと と く しょうがい りゆう ふり  
条例」に基づく取り組みにより、障害を理由とした不利  
えき しょうがい おう ごうりてき はいりょ すいしん つと  
益をなくし、障害に応じた合理的な配慮の推進に努め  
ます。

けいはつ こうほうかつどう すいしん はか  
(2) 啓発・広報活動の推進を図ります。

けいはつ こうほうかつどう つう しょうがいおよ しょうがい ひと たい  
啓発や広報活動を通じて障害及び障害のある人に対  
しみん りかい ふか  
する市民の理解を深めます。

しみんとう しょうがい まな きかい ふ  
(3) 市民等が障害を学ぶ機会を増やします。

しみん ていきょうじぎょうしゃ しょうがい まな きかい  
市民やサービス提供者が障害について学ぶ機会  
ふ しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ にな  
を増やすことにより、障害のある人の地域生活を支える担  
て いくせい つと  
い手の育成に努めます。

かつどう かつせいか しえん  
(4) ボランティア活動の活性化を支援します。

さくらししゃかいふくしきょうぎかい かんけいきかん れんけい はか  
佐倉市社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、  
しみん かつどう さんか しえん  
市民がボランティア活動に参加することを支援します。

ぎゃくたい よぼう ぼうし  
(5) 虐待を予防・防止します。

そうだん しえん じぎょうしょ しょうがいふくし ていきょうじ  
相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス提供事  
ぎょうしょ かんけいきかん れんけい はか ぎゃくたい よぼう  
業所など関係機関との連携を図り、虐待の予防とその  
ぼうし つと  
防止に努めます。

せいねんこうけんせいど ちいきふくしけんりようご じぎょう すいしん はか  
(6) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の推進を図りま  
す。

ひと ひと い しゃかいてき しえん  
その人がその人らしく生きていくために社会的に支援する  
かんけいきかん れんけい はか すいしん  
ものです。関係機関との連携を図り推進します。

さくらし じりつしえんきょうぎかい けいはつ けんりようご ぶかい せっち  
(7) 佐倉市自立支援協議会に啓発・権利擁護の部会を設置し  
ます。

しょうがい ひと けんりようご すいしん さくらし じりつし  
障害のある人の権利擁護の推進について、佐倉市自立支  
えんきょうぎかい ぐたいてき と く  
援協議会で具体的に取組みます。



げんじょう かだい  
現状と課題

しょうがい ひと かぞく かか もんだい  
障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題  
そうだんたいせい ととの ちいきせいかつ し  
についての相談体制を整えることは、地域生活を支  
えん うえ じゅうよう  
援する上で重要です。

じょうほう にゅうしゆさき かぞく  
アンケートでは、情報の入手先については家族な  
みうち こうほう ちゅうしん  
ど身内や広報、パンフレットが中心となっており、  
さいきん かつよう じゅうぶん すす  
最近のインターネットなどの活用は十分に進んで  
いるとはいえません。

じょうほう きょうゆう さいきん じょうほうか かつ  
情報の共有については、最近の情報化やIT活  
よう かだい こうれいしゃ おお じょうきょう きき  
用なども課題ですが、高齢者が多い状況から機器  
かつよう かだい  
の活用などにも課題がみられます。

じょうほうていきょう かた けんとう ひつよう  
情報提供のあり方について検討が必要です。

しさく ほうしん  
施策の方針

しょうがいとくせい たいおう そうだん しえんたいせい じゅうじつ はか  
(1) 障害特性に対応できる相談支援体制の充実を図ります。  
す。

しょうがいしゃ じりつ しえんほう しょうがいいちげん か  
障害者自立支援法では3障害一元化がテーマとなっ  
しょうがい ひと しょうがい りかい  
ていますが、障害のある人にとって、その障害を理解して  
こえ せつじつ しょうがいとくせい はいりょ そうだん し  
ほしいとの声は切実です。障害特性に配慮した相談支  
えん じぎょうしょ せいび すいしん  
援事業所の整備を推進します。

じょうほうていきょうたいせい じゅうじつ はか  
(2) 情報提供体制の充実を図ります。

りょう さくらし つね み  
みんなが利用できる佐倉市のホームページとなるよう常に見  
なお はか  
直しを図ります。

しかくしょうがい ちょうかくしょうがい りょう  
視覚障害や聴覚障害があっても利用できる「チャンネル  
つと  
さくら」となるよう努めます。

し まどぐち しゅわつうやく ようやくひっき たいおう かつじぶんしょよ  
市の窓口での手話通訳・要約筆記による対応、活字文書読  
あ そうち せっち すす  
み上げ装置の設置などを進めます。

こうほう ろうどく てんじ じゅうじつ  
広報などの朗読、点字サービスを充実します。

さくらし じりつ しえんきょうぎかい ここ そうだん たいおう ぶかい もう  
(3) 佐倉市自立支援協議会に個々の相談に対応する部会を設

かくかんけいきかん か はか ほんにん そ  
け、各関係機関のネットワーク化を図り、本人のニーズに沿  
しえん ちいき すいしん  
った支援ができる地域づくりを推進します。



ひとり  
ほうほう しゃかいさんか  
(2) 一人ひとりのコミュニケーション方法で社会参加できるよう  
せいび  
整備します。

おんせいげんご しゅわ もじひょうじ てんじ しょっかく  
音声言語、手話、文字表示、点字、触覚コミュニケーション、  
かくだいもじ たよう ほうほう  
拡大文字など多様なコミュニケーション方法があることを  
ひろ ひとり おう しえん おこな  
広め、一人ひとりに応じたコミュニケーション支援を行います。  
す。

しょうがい ひと つど ば かくほ つと  
(3) 障害のある人の集いの場の確保に努めます。

しょうがい ひと じょうほう こうかん そうだん つど ば  
障害のある人が、情報の交換や相談ができる集いの場の  
かくほ つと  
確保に努めます。

しょうがい ひと じょうほうはっしん しえん  
(4) 障害のある人からの情報発信を支援します。

しょうがい かたがた どうじしゃどうし ささ あ い ちから  
障害のある方々から当事者同士の支え合いから生きる力  
こえ き じぶん い けいけん  
をもらったとの声をよく聞きます。自分らしく生きていく経験  
きょうゆう いけんこうかん じょうほうはっしん しく けんとう  
を共有したり、意見交換する情報発信の仕組みを検討し  
ます。

げんじょう    かい  
現 状 と 課 題

しょうがい      ひと    がいしゅつ    きかい    すく  
障 害のある人は外 出 の機会が少なくなり  
けいこう  
ちな傾向があります。

つういん      かぞく      つごう    あ  
通院でさえも家族やヘルパーさんの都合に合わ  
みづか      よてい    つういん      こんなん  
せるため、自らの予定で通院することに困難が  
あります。

つういん      じょうきょう      かいもの  
通院でさえこのような状 況なので、買物や  
しゃかいさんか    きかい      せいげん      じょう  
社会参加の機会はなおさら制限されている状  
きょう  
況 にあります。

いどうしえん      しえん    とも    にち  
移動支援は、コミュニケーション支援と共に日  
じょうせいかつ    しゃかいさんか    きばん      ちいき  
常 生活や社会参加の基盤となるものです。地域  
せいかつ    そくしん    はか    うえ    じゅうよう      じぎょう  
生活の促進を図る上で 重 要なこの事業の  
じゅうじつ    はか    ひつよう  
充 実を図る必要があります。

しさく ほうしん  
施策の方針

いどうしゆだん かくほ つと

(1) 移動手段の確保に努めます。

いどうしえん ないよう しゃりょう りよう みまも  
移動支援の内容は、車輜の利用、ヘルパーなどによる見守  
りやガイドなど多様な状況です。障害のある方々が必  
要とする移動手段が十分提供できるように地域生活支  
援事業の充実を図ります。

いどう かんきょう つと

(2) 移動しやすい環境づくりに努めます。

しょうがい ひと りよう せいび ほどう だんさかい  
障害のある人が利用できるトイレの整備や歩道の段差解  
消などまちづくりを進め、自由に外出できる環境づくり  
を推進します。

さんこう

< 参考 >

ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん

地域生活支援事業の移動支援

移動支援事業	福祉タクシー事業		対象障害者および寝たきり台帳登録者の移動等にタクシー等を使う場合に、その運賃の補助をする事業
	個別型移動支援事業	介護型移動支援事業(身体介護を伴う-通院除く-)	屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加のための外出(通院、通学、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除き、原則として一日の範囲内で用務を終えるものに限る)のための支援を行う事業
		社会参加型移動支援事業(身体介護を伴わない-通院除く-)	
	集団型移動支援事業		
	日中活動支援型移動支援事業	日中活動事業所等通所支援事業	日中活動を行う事業者が、利用者に対し、その事業者が所有する車両で送迎する費用の一部を事業者に対し助成する事業
		障害者福祉施設通所交通費助成事業	日中活動事業所等に日常的に通う障害者に対し、障害者福祉施設への通所に要する交通費の一部を助成する事業
	身体障害者用自動車改造費助成事業		障害者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成する事業
	福祉カー貸付事業		障害者等及び車いすを利用している高齢者等の社会参加促進を図るため、車いすを積載できる車両を貸付する事業
	自動車運転免許取得費助成事業		身体障害者に対して、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成する事業

せいかつ しえん  
＜生活支援＞

げんじょう かだい  
現 状 と 課 題

ふくしせいど おお か せいど  
福祉制度が大きく変わるなかで制度がよくわからないと  
いけん き と ちょうさ おお み  
いう意見は、アンケート、聞き取り 調査ともに多く見られ  
ます。

ちいきせいかつ おこな せいかつ ば  
地域生活を行うためには、生活の場としてのグループ  
とう せいび しゅうへん ちいき じゅうみん りかい おお  
ホーム等の整備や 周辺地域の 住民の理解など多くの  
かだい  
課題があります。

りょう ちよくせつかんけい しょうがい にんていく  
また、サービスの利用に 直接関係する 障害認定区  
ぶん たい こえ とく ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい  
分に対する声が、特に知的 障害のある人、精神 障 害  
ひと よ  
のある人から寄せられています。

ひとり あ しえん おこな にちじょう  
一人ひとりのニーズに合った支援を行うために、日常  
せいかつ しえん にっちゅうかつどう ば せいび ほけん い  
生活の支援とともに、日 中 活動の場の整備、保健・医  
りょう ふくし きょうか さくらししょうがい  
療・福祉のネットワークの 強化により、「佐倉市 障 害  
ふくしけいかく もと そうごうてき ていきょうたいせい せい  
福祉計画」に基づく総合的なサービス提供体制の整  
び もと  
備が求められています。



アンケート：家族と一緒にくらしたい	60.7%
福祉サービスの利用意向	
身体障害者 居宅介護	41.8%
日常生活用具	31.0%
知的障害者 相談支援	66.1%
行動援護	54.5%
精神障害者 相談支援	49.4%
生活訓練	42.0%

し さ く ほう し ん  
**施策の方針**

じ こ せん た く き ほん てい き ょう  
**(1) 自己選択を基本としたサービスの提供**

り ょう じ こ せん た く き ほん てい  
 サービス利用にあたって自己選択を基本としたサービス提  
 き ょう た い せ い すい し ん は か  
 供体制の推進を図ります。

そ う だ ん し え ん じ ぎ ょう し ょ り ょう け い か く り つ あ ん ひ と  
 相談支援事業所によるサービス利用計画の立案など一  
 り あ り ょう し え ん た い せ い と と の  
 人ひとりに合ったサービス利用を支援する体制を整えます。

す ば せい び じゅう じつ  
**(2) 住まいの場の整備・充実**

お や も と じ り つ せい か つ し せ つ い こ う  
 親元からの自立生活、施設からの移行などグループホーム、  
 や く わ り お お す ば  
 ケアホームの役割はとても大きなものがあります。住まいの場  
 せい び し せ つ そ う ご う て き  
 の整備については施設、アパート、グループホームなど総合的  
 すい し ん じゅう じつ は か  
 に推進し、その充実を図ります。

げんじょう かだい  
現状と課題

しょうがい ひと じりつ せっきょくてき しゃかいさんか  
障害のある人が自立し、積極的に社会参加して  
ぜんたい しょうがい ひと りょう  
いくうえで、まち全体を障害のある人にとって利用  
か ひつよう  
しやすいものへと変えていくことが必要です。

しょうがい ひと かのう かぎ すべ ひと  
障害のある人のみならず可能な限り全ての人を  
たいしょう じゅう  
対象に「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすく」  
かんが かた けんちくぶつ こう  
というユニバーサルデザインの考え方で、建築物、公  
きょうこうつうきかん おも えきしゅうへんとう か  
公共交通機関や主な駅周辺等のバリアフリー化を  
そくしん ひつよう  
促進する必要があります。

どうろ こうきょうけんちくぶつ だんさかいしょう しょうがいしゃよう  
道路や公共建築物の段差解消、障害者用ト  
おんせいしんごうき せっち と く  
イレ、エレベーター、音声信号機の設置など取り組み  
すす せいかつかんきょう せいび さまざま  
は進んでいますが、生活環境の整備については様々  
いけん こんご せっきょくてき たいしよ  
な意見がみられることから、今後とも積極的に対処  
ひつよう  
していく必要があります。

しょうがい ひと さいがい きんきゅうじ たい  
障害のある人にとって、災害などの緊急時の対  
おう じゅうよう もんだい きんきゅうじ そうてい ちいきかん  
応は重要な問題です。緊急時を想定した地域環  
きょう たいせい せいび すす ひつよう  
境や体制の整備を進める必要があります。

アンケート：道路や駅の段差や階段に問題が多い	22.9%
障害者用のトイレが少ない	17.3%
歩道に問題が多い	15.6%

し さ く ほう し ん  
**施策の方針**

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

こう れい し ゃ しょう が い し ゃ と う い どう と う えん か つ か そ く し ん か ん  
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する  
ほう り つ も と こう き ょ う こう つ う き か ん ほ こう く う か ん と う  
法律」に基づき公共交通機関、歩行空間等のバリアフ  
か す い し ん つ と  
リー化の推進に努めます。

ち ば け ん ふ く し じ ょ う れ い も と こう き ょ う し せ つ  
「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設の  
せ い び か い ぜ ん す す  
整備・改善を進めます。

こう き ょ う し せ つ し ん せ つ か い し ゅ う さ い たい お う  
公共施設の新設・改修の際には、オストメイト対応の  
せ っ ち  
トイレを設置します。

あ ん し ん  
(2) 安心のまちづくり

さい が い じ じ ょ う ほう で ん た つ ひ な ん ゆ う ど う たい せい お よ ひ な ん じ ょ せい か つ と う  
災害時の情報伝達、避難誘導體制、及び避難所生活等  
しょう が い と く せい は い り ょ せい か つ じ ょ う ほう て い き ょ う  
障害特性に配慮した生活情報が提供できるよう  
ほう さ い たい さ く けん と う  
防災対策を検討します。

くに さ く て い さ い が い じ ょ う え ん ご し ゃ ひ な ん し え ん  
国が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」  
さん こ う よ う え ん ご し ゃ し え ん よ う え ん ご し ゃ だい ち ょ う  
を参考にして、要援護者支援プランや要援護者台帳の  
せ い び す す  
整備を進めます。

げんじょう かだい

## 現 状 と 課 題

かくしゅだんたい き と ちょうさ しょうがい そうき はっけんたいせい にゅう  
各種団体の聞き取り調査では、障害の早期発見体制や入  
えん しゅうがく しゅうぎょう じんせい ふしめ ふくし  
園、就学、就業へとといった人生の節目における福祉  
れんぞくせい もと  
サービスの連続性が求められています。

しょうがい ひと ひとり とくせい じき ねんれい おう  
障害のある人の一人ひとりの特性や時期（年齢）に応  
さまさま もんだい たいおう にゅうようじき そつ  
じて様々な問題に対応するために、乳幼児期から卒  
ぎょう しゅうぎょう つう きょういく  
業・就業までのライフステージを通じた教育・  
りょういくたいせい じゅうじつ もと  
療育体制の充実が求められています。

はったつしょうがい い がくしゅうしょうがい ちゅう  
いわゆる発達障害と言われる学習障害（LD）、注  
いけっかん たどうせいしょうがい こうきのうじへいしょう  
意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などをもつ  
こども ふ しょうがい そうきはっけん つと  
子供が増えています。障害の早期発見に努めることによ  
しょうがい とくせい おう がくしゅう しどうたいせい せいび ひつ  
り、障害の特性に応じた学習・指導体制の整備が必  
よう  
要です。

アンケート：保育所・幼稚園・学校に望むこと	
能力や障害の状態に適した指導	78.6%
就学・進路相談の充実	69.0%
個別指導の充実	50.0%
まわりの子どもたちとの交流	47.6%

しさく ほうしん  
**施策の方針**

しょうがい とくせい おう きょういく じゅうじつ  
**(1) 障害の特性に応じた教育の充実**

そうきりょういくすいしん ほけん いりょう ふくし がっこうなど れんけい  
**早期療育推進のため保健、医療、福祉、学校等の連携**  
 きょうか はか  
**の強化を図ります。**

よう しょうちゅうこう とくべつしえんきょういく れんけい きょうか しえん  
**幼・小中高の特別支援教育との連携を強化し、支援**  
 たいせい じゅうじつ はか  
**体制の充実を図ります。**

しょうがいがくしゅう と く  
**(2) 生涯学習への取り組み**

こうみんかん しょうがいがくしゅうしせつ かつよう がくしゅうきかい  
**公民館など生涯学習施設を活用した学習機会の**  
 じゅうじつ つと  
**充実に努めます。**

しょうがい ひと かぞく む がくしゅう こうざ じゅうじつ  
**障害のある人や家族に向けた学習・講座などを充実に**  
**します。**

としょかん ろくおんとしよ だいかつじぼん しょうがい はいりょ  
**図書館における録音図書や大活字本など、障害に配慮**  
 としよ しゅうしゅう りょうそくしん すず  
**した図書の収集と利用促進を進めます。**

ぶんか かつどう と く  
(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の取り組み

しょうがい ひと ぶんか げいじゅつかつどう さんか そくしん  
障害のある人の文化・芸術活動への参加を促進します。

しょうがい ひと さんか そくしん  
障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進  
しん  
します。

さくらし じりつ しえんきょうぎかい きょういく りょういくぶかい せっち  
(4) 佐倉市自立支援協議会に教育・療育部会を設置しま  
す。

かんけいきかん れんけい きょうか おう てきせつ  
関係機関との連携を強化しライフステージに応じた適切  
たいせい せいび  
な体制を整備します。

げんじょう かだい

現 状 と 課 題

しょうがい ひと じょうきょう おう のうりよく  
障 害のある人が、それぞれの 状 況 に応じて能 力  
はつき ひと じりつ せいかつ おく こよう  
を發揮し、その人なりの自立した生活を送るために雇用  
ば かくほ たいせつ  
の場の確保は大切です。

しょうがい ひと しゅうろうじたい こんなん  
しかし、障 害のある人にとって、就 労自体が困難で  
しゅうろうご はたら つづ おお  
あるばかりでなく、就 労後に 働 き続けることも多くの  
こんなん  
困難があります。

しゅうろう ば かくほ しゅうろうご しえん しょうがい  
就 労の場の確保から 就 労後の支援まで、障 害のあ  
ひと こせい のうりよく あ いっかん しえん ひつよう  
る人の個性や能 力 に合わせた、一貫した支援の必要が  
あります。

じゅうぶん しゅうにゅう え てきとう はたら  
アンケートでは十 分な収 入 が得られない、適 当な働  
ぐち こえ おお き と こうちんすいじゅん  
き口がないといった声が多く、聞き取りでも工賃水 準 の  
こうじょう つよ もと  
向 上 が強く求められています。

たい きぼう おお  
また、ジョブコーチに対する希望も多くあげられている  
しゅうろうしえん ちから そそ ひつよう  
ことから、就 労支援に力 を注いでいく必要がありま  
す。

アンケート：十分な収入が得られない	27.1%
適切な働き口がない	19.8%
会社などの事業所で仕事をしたい	32.6% (18～39歳)

しさく ほうしん  
**施策の方針**

ふくしてきしゅうろう そくしん

**(1) 福祉的 就 労の促進**

しゅうろう いこう し えん じ ぎょうおよ しゅうろうけいぞく し えん じ ぎょう せいび そくしん はか  
**就 労移行支援事業 及び 就 労継続支援事業 の整備促進を図り、**  
 ふくしてきしゅうろう ば かくほおよ いっぱんしゅうろう いこう めぎ  
**福祉的 就 労の場の確保及び一般 就 労への移行を目指し**  
**ます。**

こよう そくしん

**(2) 雇用の促進**

しやくしよ こうてききかん こよう そくしん  
**市役所など公的機関における雇用の促進します。**

じぎょうしゃ けいはつ つと しょうがいしゃ こよう りかい きょう  
**事業者への啓発に努め、 障害者雇用への理解と協**  
 りよく そくしん  
**力を促進します。**

くに と く しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん し  
**国が取り組む「障害者 就業・生活支援センター」の市**  
 ないゆうち けん はたら  
**内誘致を県に働きかけていきます。**

しょうがい ひと しゅうろう ひつよう し えん さく けんとう  
**障害のある人の就 労に必要な支援策を検討します。**

さくらし じりつ し えん きょうぎかい しゅうろうぶかい せっち

**(3) 佐倉市自立支援 協議会に 就 労部会を設置します。**

しょうこうかいぎしょ かんけいきかん れんけい  
**ハローワーク、商 工会議所など関係機関との連携により、**  
 しゅうろう いっかん し えん たいせい かくりつ つと  
**就 労への一貫した支援体制の確立に努めます。**



げんじょう かだい  
現状と課題

ちようさ じぶん かぞく けんこう たい ふあん  
アンケート調査では、自分や家族の健康に対する不安  
おお しょうがい ひと さまざま せいやく  
が多くあげられています。障害のある人は、様々な制約  
う ほけん じゅうじつ けんこう  
を受けているため、保健サービスの充実によって健康な  
じょうたい いじ じゅうよう もんだい とく いどう  
状態を維持することは重要な問題です。特に、移動や  
しょうがい ひと みぢか  
コミュニケーションに障害のある人にとっては、身近な  
ところ う たいせい せいび ひつよう  
所で受けられる体制の整備が必要となります。  
しょうがい げんいん かくしゅしっぺい そうき はっけん そうき  
障害の原因となる各種疾病を早期に発見し、早期  
ちりょう しょうがい けい  
治療やリハビリテーションにつなげることは、障害の軽  
げん はか じりつ そくしん たいへんじゅうよう  
減を図り、自立を促進するうえで大変重要なこと  
です。

き と ちようさ じゅうらい しょうがい  
また、聞き取り調査では、従来の障害だけでなく、  
はったつしょうがい たい いけん おお はったつしょうがい  
発達障害に対する意見も多くみられます。発達障害  
いっけん しょうがい み おお そうき  
は、一見して障害のあるように見えないことが多く、早期  
にんてい おこな てきせつ しえん ひつよう  
に認定を行い適切な支援をする必要があります。

アンケート：自分の健康や体力に自信がない	38.0%
家族など介助者の健康状態が不安	25.1%

し さ く ほう し ん  
**施策の方針**

そう き は っ け ん    そう き り ょ う い く た い せ い    じ ゅ う じ つ  
**(1) 早期発見・早期療育体制の充実**

に ゅ う じ ゃ う じ き    こ う れ い き    い っ かん    ほ け ん    い り ょ う  
**乳幼児期から高齢期まで、一貫した保健・医療サービス**

じ ゅ う じ つ    は か  
**の充実を図ります**

そう き は っ け ん    た い お う    ほ け ん じ ぎ ょ う    じ ゅ う じ つ    か ん け い き か ん  
**早期発見、対応のために保健事業の充実や関係機関と**

れ ん け い    す す  
**の連携を進めます。**

ほ け ん    い り ょ う た い せ い    じ ゅ う じ つ  
**(2) 保健・医療体制の充実**

し か く し ょ う が い    ち ょ う か く し ょ う が い    し た い ふ じ ゅ う    ち て き し ょ う が い  
**視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害など、**

し ょ う が い    お う    ほ け ん    い り ょ う    じ ゅ う じ つ  
**それぞれの障害に応じた保健・医療サービスを充実しま  
す。**

せ い し ん ほ け ん ふ く し た い せ い    じ ゅ う じ つ  
**(3) 精神保健福祉体制の充実**

せ い し ん し ょ う が い    ひ と    た い    せ い し ん ほ け ん ふ く し    た い せ い せ い び  
**精神障害のある人に対する精神保健福祉の体制整備の**

け ん と う    す す  
**検討を進めます。**

し  
資

りょう  
料



ようごかいせつ  
用語解説

ぎょう  
あ 行

しょうこうぐん  
アスペルガー症候群

じへいしょう ひと しょうこうぐん こ お  
自閉症の一つのタイプです。アスペルガー症候群の子どもや大  
とな ひと しゃかいてきかんけい  
人は、人との社会的関係をもつこと、コミュニケーションをす  
るこゝと、 そうぞうりよく そうぞうせい ぶんや しょうがい も しんだん  
ること、想像力と創造性の3分野に障害を持つことで診断さ  
れます。

しょうこうぐん いっけん しょうがい み  
アスペルガー症候群は一見して障害があるようには見えないこ  
おお とくちょう  
とが多いのもその特徴です。

おおかつじぼん  
大活字本

じゃくし こうれい ちい じ よ ひと よ  
弱視や高齢のため小さな字が読みにくい人でも読みやすいよう、  
つうじょう じ おお いんさつ ほん  
通常のものより字を大きく印刷した本。

オストメイト

じんこうこうもん じんこうぼうこうほゆうしゃ  
人工肛門・人工膀胱保有者のこと。

ぎょう  
か 行

がくしゅうしょうがい  
学習障害(LD)

はったつしょうがいしゃ しえんほう さだ はったつしょうがい ていぎ  
発達障害者支援法で定められている「発達障害」の定義は、

こうはんせい は たつしょうがい じへいしょう しょうこうぐん とう  
広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、  
がくしゅうしょうがい ちゅういけっかん た どうせいしょうがい しょうがい  
学習障害、注意欠陥多動性障害の3つの障害と、  
た るい のうきのう しょうがい つうじょう さい はつ  
その他これに類する脳機能の障害で、通常18歳くらいまでに発  
げん のうきのう しょうがい  
現する脳機能の障害。

かつじぶんしょよ あ そうち  
活字文書読み上げ装置  
も じじょうほう あんごうか おんせい しゅつりょく そうち しかくしょうがい  
文字情報を暗号化し、音声で出力する装置で視覚障害のあ  
ひと にちじょうせいかつようぐ  
る人の日常生活用具のひとつ。

## グループホーム

ちいき じりつ にちじょうせいかつ いとな そうだんとう にち  
地域において自立した日常生活を営むうえで、相談等の日  
じょうせいかつじょう えんじょ ひつよう しょうがい ひと しょうにんずう せい  
常生活上の援助を必要とする障害のある人が小人数で生  
かつ じゅうきょ  
活する住居。

## ケアホーム

ちいき じりつ にちじょうせいかつ いとな しょくじ にゅうよく  
地域において自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴  
とう かいご にちじょうせいかつじょう しえん ひつよう しょうがい ひと  
等の介護や常生活上の支援を必要とする障害のある人が  
しょうにんずう せいかつ じゅうきょ  
少人数で生活する住居。

こうはんせい はったつしょうがい  
広汎性発達障害

じへいしょう                      しょうこうぐん                      しょうこうぐん                      しょうにき  
「自閉症」、「アスペルガー症候群」、「レッド症候群」、「小児期  
ほうかいせいしょうがい                      た                      じへいしょう                      しょうがい                      そうしょう  
崩壊性障害」、「その他の自閉症」という5つの障害の総称で  
ひと                      かが                      にながて                      かいわ                      にながて                      じぶん                      い  
す。                      人と関わるのが苦手、                      会話が苦手、                      自分の言いたいこと  
いっぼうてき                      はな                      あそ                      じょうず  
だけを一方的に話す、                      ごっこ遊びなどが上手にできないといった  
とくちょう  
特徴があります。

ぎょう  
さ行

さいがいじょうえんごしゃ  
災害時要援護者

さいがいじ                      しえん                      よう                      ひとびと                      しょうがい                      ひと                      こうれいしゃ  
災害時に支援を要する人々をいい、障害のある人、高齢者、  
にゅうようじ                      にんさんぶ  
乳幼児、妊産婦などがあげられます。

じへいしょう  
自閉症

のう                      きのう                      なん                      しょうがい                      も                      はったつしょうがい                      い  
脳の機能に何らかの障害を持つ発達障害のひとつだと言われ  
おとな                      どうねんだい                      こ  
ています。大人や同年代の子どもとのコミュニケーションがうまくとれ  
きょうみ                      かんしん                      かたよ                      おな                      く                      かえ                      とう                      とくちょう  
ない、興味や関心の偏り、同じことを繰り返したがる等の特徴を  
もっている。

しゅうろういこうしえんじぎょう  
就労移行支援事業

いっばんしゅうろうとう                      いこう                      む                      じぎょうしよない                      きぎょう                      さ  
一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作

ぎょう じっしゅう てきせい あ しょくばさが しゅうろうご しょくばていちゃく  
業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の  
しえん おこな じぎょう  
ための支援を行う事業。

### しゅうろうけいぞくしえんじぎょう 就労継続支援事業

いっばん じぎょうしょ こよう こんなん しょうがい ひと  
一般の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、  
しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう た かつどう きかい  
就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会  
つう ちしきおよ のうりよく こうじょう ひつよう しえん おこな  
を通じて、その知識及び能力の向上のため必要な支援を行う  
じぎょう  
事業。

### しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約

ねん がつ にち だい かいこくれんそうかいほんかいぎ さいたく  
2006年12月13日、第61回国連総会本会議において採択された、  
しょうがい ひと じんけんおよ きほんてきじゆう かくほ そくしん  
障害のある人の人権及び基本的自由を確保し促進するための  
じょうやく  
条約。

### しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

しょうがい ひと しゅうぎょうせいかつ じりつ そくしん こよう  
障害のある人の就業生活における自立を促進するため、雇用、  
ほけん ふくし きょういくとう ちいき かんけいきかん れんけい しょうがい  
保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携のもと、障害のあ  
ひと みぢか ちいき しゅうぎょうめん せいかつめん いったいてき し  
る人の身近な地域において就業面や生活面における一体的な支  
えん おこな  
援を行います。



しょうがいしゃはくしょ

## 障害者白書

しょうがいしゃきほんほう もと へいせい ねん まいとせいふ こっかい てい  
障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提  
しゅつ しょうがい ひと こう しさく がいきょう  
出している、障害のある人のために講じた施策の概況について  
ねんじほうこくしょ  
の年次報告書です。

しょくばてきおうえんじょしゃ

## ジョブコーチ（職場適応援助者）

しょうがい ひと しょくばてきおう ていちゃく しえん ひと じぎょうしょ  
障害のある人の職場適応と定着を支援する人です。事業所  
いっていきかん はげん ひ つづ しょくば あんてい はたら  
へ一定期間、ジョブコーチを派遣して、引き続き職場で安定して働  
しょうがい ひと かぞく じぎょうぬし  
くことができるように、障害のある人はもとより家族や事業主に  
たい しえん おこな  
対して支援を行います。

せいねんこうけんせいど

## 成年後見制度

にんちしょう ちてきしょうがい せいしんしょうがい りゆう はんだんのうりょく  
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の  
ふじゅうぶん ひと ざいさん けんり ほご せいど  
不十分な人の財産や権利を保護するための制度です。

ぎょう

## た行

ちいきふくしけんりょうごじぎょう  
地域福祉権利擁護事業

はんだんのうりょく ふあん こうれいしゃ しょうがい ひと たいしょう

判断能力に不安がある高齢者や障害のある人を対象として、

ふくし りょうてつづ こうきょうりょうきん しはら てつづ たいせつ  
福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な

しょうい ほかん しえん じぎょう  
書類の保管などを支援する事業です。

ちゅういけっかん た どうせいしょうがい  
注意欠陥多動性障害（ADHD）

ねんれい はったつ ふつ あ ちゅういりよく けつじょ しょう  
年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または、衝  
どうせい た どうせい とくちょう こうどう しょうがい しゃかいてき かつどう  
動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や  
がくぎょう ししょう  
学業に支障をきたすものをいう。

ぎょう  
は行

バリアフリー

たてもん どうろ だんさとう ぶつりてきしょうへき じょきやく おお  
建物や道路の段差等の物理的障壁の除却をいうことが多いが、  
ひろ しょうがい ひと しゃかいさんか こんなん しゃかいまと  
より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、  
せいどてき しんりてき しょうへきとう じょきやく いみ もち  
制度的、心理的な障壁等の除却という意味でも用いられる。

ぎょう  
や行

ユニバーサルデザイン

しょうがい うむ ねんれい せいべつとう すべ ひと つか  
障害の有無、年齢、性別等にかかわらず全ての人にとって使い  
けいじょう きのう こうりょ せつけい かんが かた  
やすい形状や機能に考慮した設計、考え方

ぎょう  
ら 行  
ろくおんとしよ  
録音図書

ほん ろうどく ふ こ としよ  
本をカセットテープやCDなどに朗読して吹き込んだ図書。

さくらししょうがいしゃしさくさくていこんわかいせっちようこう  
佐倉市障 害 者 施 策 策 定 懇 話 会 設 置 要 綱

せっちもくてき  
(設置目的)

だい じょう しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう  
第 1 条 障 害 者 基 本 法 ( 昭 和 4 5 年 法 律 第 8 4 号 ) 第 9 条  
きてい さくらししょうがいしゃけいかく い か しょうがいしゃけいかく  
に規定する佐倉市障 害 者 計 画 ( 以下「障 害 者 計 画」という。 )  
およ しょうがいしゃじりつしえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう だい  
及 び 障 害 者 自 立 支 援 法 ( 平 成 1 7 年 法 律 第 1 2 3 号 ) 第 8  
じょう きてい さくらししょうがいふくしけいかく い か しょうがいふくしけいかく  
8 条 に規定する佐倉市障 害 福 祉 計 画 ( 以下「障 害 福 祉 計 画」  
さくてい しみんおよ しゃかいふくしかんけいしゃとう いけん  
という。 ) 策 定 に あ た り、 市 民 及 び 社 会 福 祉 関 係 者 等 の 意 見 を  
はんえい さくらししょうがいしゃしさくさくていこんわかい い か こんわかい  
反 映 さ せ る た め、 佐 倉 市 障 害 者 施 策 策 定 懇 話 会 ( 以下「懇 話 会」  
せっち  
という。 ) を 設 置 す る。

しょしょうじむ  
( 所 掌 事 務 )

だい じょう こんわかい しょしょうじむ つぎ  
第 2 条 懇 話 会 の 所 掌 事 務 は、 次 の と お り と す る。  
しょうがいしゃけいかく およ しょうがいふくしけいかく けんとう  
( 1 ) 「障 害 者 計 画」 及 び 「障 害 福 祉 計 画」 に つ い て 検 討 し、  
そあん しちょう ていげん  
素 案 を ま と め 市 長 に 提 言 す る こ と。  
た こんわかい せっちもくてき たっせい ひつよう  
( 2 ) そ の 他、 懇 話 会 の 設 置 目 的 を 達 成 さ せ る た め に 必 要 な こ と。

そしき  
( 組 織 )

だい じょう こんわかい いいん にんいなく そしき べつびょう かか もの  
第 3 条 懇 話 会 の 委 員 は 1 5 人 以 内 で 組 織 し、 別 表 に 掲 げ る 者  
しちょう いしよく  
を も っ て 市 長 が 委 嘱 す る。

にんき  
(任期)

だい じょう いいん にんき いしょく ひ しょうがいしゃけいかくおよ しょうがい  
第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画及び障害  
ふくしけいかく さくてい ひ  
福祉計画が策定される日までとする。

いいん か ほけついいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん  
2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす  
る。

かいちょうおよ ふくかいちょう  
(会長及び副会長)

だい じょう こんわかい かいちょうおよ ふくかいちょうかくひとり お いいん ごせん  
第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選  
さだ  
により定める。

かいちょう かいむ そうかつ こんわかい だいひょう  
2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。

ふくかいちょう かいちょう ほさ かいちょう じこ  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその  
しょくむ だいいり  
職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

だい じょう こんわかい ひつよう おう かいちょう しょうしゅう かいちょう  
第6条 懇話会は、必要に応じ会長が招集し、会長が  
ぎちょう  
議長となる。

かいぎ いいん かはんすう しゅっせき ひら  
2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

かいぎ ぎじ しゅっせきいいん かはんすう けつ かひどうすう  
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の  
とき ぎちょう けつ  
時は、議長の決するところによる。

こんわかい ひつよう みと かんけい しょくいん  
4 懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員に

しゅっせき もと また しりょう ていしゅつ もと  
出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

かいぎ こうかい  
(会議の公開)

だい じょう こんわかい かいぎ こうかい とくてい こじん  
第7条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人や  
ほうじん じょうほう かん こうかい てきとう みと ばあい  
法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は  
こうかい  
公開しないものとする。

こんわかい かいぎ かいぎろく さくせい さくらしせいしりょうしつ えつらん  
2 懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室での閲覧  
とう こうかい  
等により公開する。

しよむ  
(庶務)

だい じょう こんわかい しよむ ふくしぶしょうがいふくしか しより  
第8条 懇話会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

ほそく  
(補則)

だい じょう ようこう さだ こんわかい うんえい かん  
第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し  
ひつよう じこう かいちょう こんわかい はか さだ  
必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

ふ そく  
附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
1 この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

しっこう  
(失効)

ようこう      しょうがいしゃけいかくおよ      しょうがいふくしけいかく      さくてい  
 2 この要綱は、障害者計画及び障害福祉計画が策定され  
 ひ      こうりょく      うしな  
 た日をもって、その効力を失う。

べっぴょう  
 別表

	カテゴリー	
1	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	めい 1名
2	しゃかいふくしじぎょうけいえいしゃ      じゅうじしゃ 社会福祉事業経営者・従事者	めい 2名
3	いりょうかんけいしゃ 医療関係者	めい 2名
4	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	めい 1名
5	だんたいかんけいしゃ ボランティア団体関係者	めい 1名
6	みんせいいいん      じどういいんきょうぎかい 民生委員・児童委員協議会	めい 1名
7	しょうこうかいぎしょかんけいしゃ 商工会議所関係者	めい 1名
8	きょういくかんけいしゃ 教育関係者	めい 1名
9	とうじしゃ      だんたいかんけいしゃ 当事者の団体関係者	めい 3名
10	しみんこうぼ 市民公募	めい 2名
けい 計		めい 15名

さくらししょうがいしゃしさくさくていこんわかい めいぼ  
**佐倉市障 害 者 施 策 策 定 懇 話 会 名 簿**

かいちょう  
**会 長**

ふくかいちょう  
**副 会 長**

しよ ぞく とう 所 属 等	し めい 氏 名
がくしきけいけんしゃ (学識経験者) じょうさいこくさいだいがくふくしそごうがくぶ 城 西 国 際 大 学 福 祉 総 合 学 部	ふじしろ つねあき 藤 城 恒 昭
しゃかいふくしじぎょうけいえいしゃ (社会福祉事業経営者) さくらししゃかいふくししせつきょうぎかい 佐倉市社会福祉施設協議会	えげ ひとし 恵 下 均
しゃかいふくしじぎょうじゅうじしゃ (社会福祉事業従事者) さくらししゃかいふくししせつきょうぎかい 佐倉市社会福祉施設協議会	かわさき ひろし 川 崎 弘
いりょうかんけいしゃ (医療関係者) いんぱしぐんいしかいさくらちく 印旛市郡医師会佐倉地区	しづ ゆういちろう 志 津 雄 一 郎
いりょうかんけいしゃ (医療関係者) いんぱぐんししかいしかいさくらちく 印旛郡市歯科医師会佐倉地区	ひでしま きよし 秀 島 潔
しゃかいふくしきょうぎかい (社会福祉協議会) ふく さくらししゃかいふくしきょうぎかい (福)佐倉市社会福祉協議会	やたべ みつる 谷 田 部 満
だんたいかんけいしゃ (ボランティア団体関係者) さくらし れんらくきょうぎかい 佐倉市ボランティア連絡協議会	すがわら きみえ 菅 原 喜 美 恵 へいせい ねん がつなのか (平成19年8月7日まで) てらた すみこ 寺 田 純 子 へいせい ねん がつよおか (平成19年8月8日から)



<p>みんせいいいん じどういいんきょうぎかい  (民生委員・児童委員協議会)  さくらしみんせいいいん じどういいんきょうぎかい  佐倉市民生委員・児童委員協議会</p>	<p>むかい あきお  向井 昭夫</p>
<p>きょういくかんけいしゃ  (教育関係者)  ちばけんりついんぱとくべつしえんがっこう  千葉県立印旛特別支援学校</p>	<p>さいとう まさゆき  齋藤 正行</p>
<p>とうじしゃ だんたいかんけいしゃ  (当事者の団体関係者)  さくらしんたいしょうがいしゃ かい  佐倉市身体障害者の会</p>	<p>いながき しんえつ  稲垣 眞悦</p>
<p>とうじしゃ だんたいかんけいしゃ  (当事者の団体関係者)  さくらして いくせいかい  佐倉市手をつなぐ育成会</p>	<p>さいとう なおみ  齋藤 直美</p>
<p>とうじしゃ だんたいかんけいしゃ  (当事者の団体関係者)  さくらしせいしんしょうがいしゃかぞくかい かい  佐倉市精神障害者家族会 かぶらぎ会</p>	<p>えんどう まさよ  遠藤 昌代</p>
<p>しみんこうぼ  (市民公募)</p>	<p>ふるかわ いくみ  古川 育美</p>
<p>しみんこうぼ  (市民公募)</p>	<p>むらいし ともみ  村石 智美</p>

さくらししょうがいしゃけいかくさくてい けいか  
佐倉市障 害 者 計 画 策 定 の 経 過

ねん がっ び 年 月 日	こう もく 項 目
へいせい ねん がつとおか 平成18年7月10日 にち ~30日	さくらししょうがいしゃ ちょうさじっし 佐倉市障 害 者 アンケート調査実施
へいせい ねん がつにじゅうよっか 平成18年8月 2 4 日	だい かいさくていこんわかい 第1回策定懇話会
へいせい ねん がつはつか 平成18年9月20日	さくらし しょうがいしゃ ちょうさ 佐倉市 障 害 者 アンケート調査 ほうこくしょさくせい 報告書作成
へいせい ねん がつ にち 平成18年10月25日	だい かいさくていこんわかい 第2回策定懇話会
へいせい ねん がつ にち 平成18年11月15日 がつとおか ~12月10日	しょうがいしゃだんたいき と だんたい 障 害 者 団 体 聞 き 取 り ( 10 団 体 )
へいせい ねん がつ 平成18年10月 がつ ~12月	ちょうないかくかぜんしょうがいしゃけいかく ひょうか 庁 内 各 課 前 障 害 者 計 画 の 評 価
へいせい ねん がつ にち 平成18年12月27日	だい かいさくていこんわかい 第3回策定懇話会
へいせい ねん がつにじゅうよっか 平成19年1月 2 4 日 がつなのか ~2月 7 日	しょうがいふくしけいかく 障 害 福 祉 計 画 パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト じっし 実施
へいせい ねん がつ にち 平成19年2月21日	だい かいさくていこんわかい 第4回策定懇話会
へいせい ねん がつはつか 平成19年3月20日	だい かいさくていこんわかい 第5回策定懇話会
へいせい ねん がつ にち 平成19年8月28日	だい かいさくていこんわかい 第6回策定懇話会